

○京都府立大学企画・推進会議規程

(平成27年京都府立大学規程第5号)

(設置)

第1条 京都府立大学に、京都府立大学企画・推進会議(以下「企画・推進会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 企画・推進会議は、次の各号に掲げる構成員によって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 文学部長、公共政策学部長及び生命環境科学研究科長
- (4) 事務局長
- (5) 総務課長及び企画・地域連携課長

(所掌事項)

第3条 所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 部局長会議の協議事項の企画立案に関すること
- (2) 学部・研究科を超える全学的な課題について検討し、その推進を図ること
- (3) その他学長が必要と認めること

(議長)

第4条 企画・推進会議は学長が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(代理出席)

第5条 第2条第3号から第5号までに掲げる者が出席できないときは、当該構成員は、学長の許可を得て指名する者に代理させることができる。

(構成員以外の出席)

第6条 議長は、必要に応じ、第2条に定める者以外の者を出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 企画・推進会議に関する庶務は、企画・地域連携課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、企画・推進会議の運営に関し必要な事項は、

学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。